



厚生労働省福島労働局 発表

平成 31 年 3 月 1 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 安田 幸次

主任監察監督官 伊藤 達夫

電話 024(536)4602

本年4月1日より改正労働基準法が施行されます！

～「時間外労働の上限規制」・「年5日の年次有給休暇の確実取得」がスタート～

昨年7月に公布された「働き方改革関連法」に基づき、「時間外労働の上限規制」や「年5日の年次有給休暇の確実取得」など、本年4月1日より改正労働基準法が順次施行されます。

【概要】

I 主な改正事項

◆時間外労働の上限規制【大企業は2019年4月～、中小企業は2020年4月～】

時間外労働の上限時間は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

また、臨時的な特別の事情があって労使が合意し延長する場合でも、「時間外労働は年720時間以内」、「時間外労働+休日労働は月100時間未満、かつ、2～6か月平均80時間以内」とする必要があります。

◆年5日の年次有給休暇の確実取得【全企業とも2019年4月～】

年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられます。

※詳しくは添付1参照。

II 改正労働基準法などについてのご相談先

県内全ての労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、主に中小企業事業主の皆さまからの改正労働基準法や長時間労働削減等に関するご質問に対し、個別にアドバイスを行っています。

また、ご依頼に応じて直接事業場にも訪問し、各社の事情も踏まえつつ、改善に向けた個別支援を行っています。

※これらの活動は、従来の労基署が行っている調査指導ではありません。

※詳しくは添付2参照。

福島労働局（局長 森戸和美）ではこれまで、①昨年4月に県内の9つ全ての労働基準監督署（福島、郡山、いわき、会津、須賀川、白河、喜多方、相馬、富岡）に「労働時間相談・支援コーナー」を設けて、今般の労働基準法改正等について中小企業事業主からの個別相談等に応じるとともに、②「福島県働き方改革推進支援センター」の設置、③福島労働局ホームページ内での「働き方改革」特設ページの開設、また、④県内の経営者団体等に対して会員企業への法改正に係る周知依頼等を行ってきました。

労働基準法等の円滑な導入に向け、福島労働局では引き続き、各種媒体を活用しての広報等を通じて、幅広く県内労使に向けて周知啓発を行ってまいります。

1 時間外労働の上限規制

大企業において時間外労働の上限時間は、原則として、月 45 時間・年 360 時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。

また、臨時的な特別の事情があつて労使が合意し延長する場合でも、

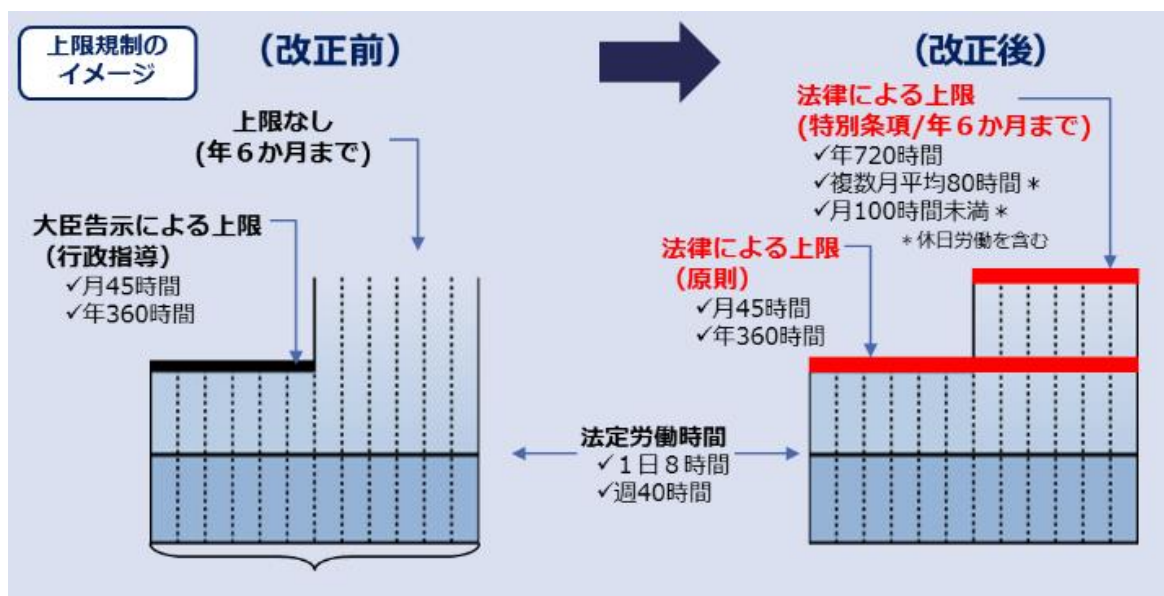
- ▶ 時間外労働……………年 720 時間以内
- ▶ 時間外労働+休日労働……月 100 時間未満、かつ、2～6 か月平均 80 時間以内

とする必要があります。なお、原則である月 45 時間を超えることができるのは、年 6 か月までです。

一方、

- ▶ 「建設事業」「自動車運転の業務」「医師」については、2024 年 4 月から施行
- ▶ 「新技術・新商品等の研究開発業務」については、上限規制の適用が除外(面接指導の義務あり)となっています。

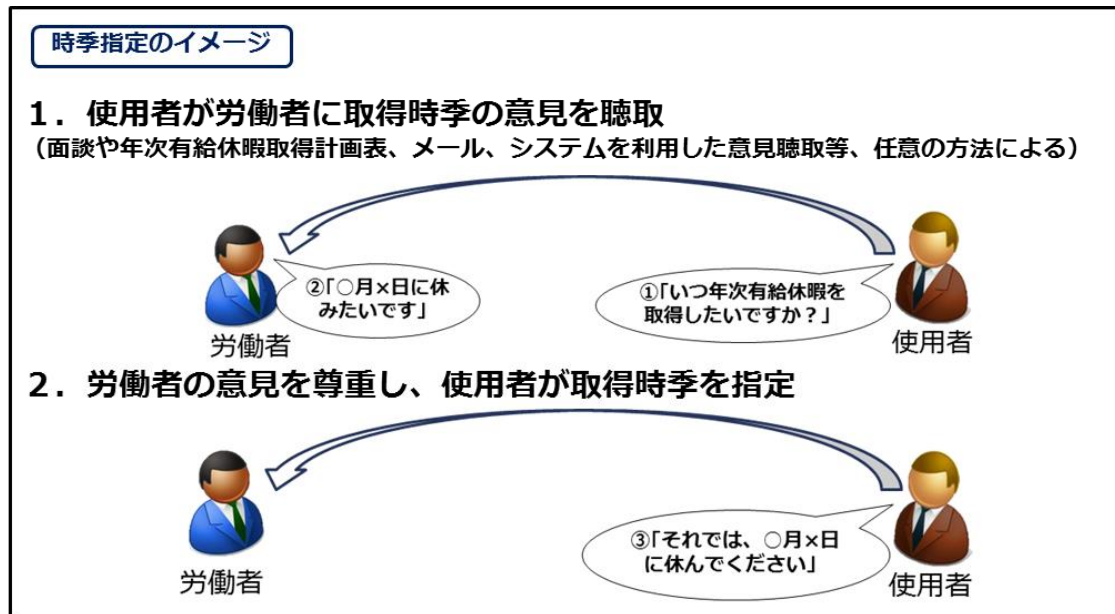
※中小企業は 2020 年 4 月から施行されます。



2 年5日の年次有給休暇の確実な取得

全ての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられます。

- 対象者……年次有給休暇が10日以上付与される労働者(繰り越し日数は含まれません)
- 付与義務……使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。
- 指定方法……使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り労働者の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。



- 時季指定を要しない場合……既に5日以上の子年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、使用者による時季指定をする必要はなく、また、することもできません。
- 年次有給休暇管理簿……使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。
- 就業規則への規定……使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

※詳しくは、福島労働局HPトップページ [働き方改革](#) をご参照ください。

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置しています。

専門の「労働時間相談・支援担当職員」が、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊿ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊿ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊿ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊿ 改正労働基準法等の内容について



残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

労働基準法が変わる
って聞いたけど、
どのように変わる
んだろう…？

このようにお悩みではないですか？

会社への個別訪問でのご相談にも対応しています。まずは
お気軽に、**お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。**



- ◆ 「労働時間相談・支援コーナー」は、県内の全労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

※ 労働基準監督署の所在地・電話番号は、裏面をご参照ください。



福島県内の労働基準監督署一覧

署 名	住 所	電話番号	管轄区域
福島労働基準監督署	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、 相馬郡飯舘村
郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、 安達郡
いわき労働基準監督署	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255	いわき市
会津労働基準監督署	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、 耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川労働基準監督署	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河労働基準監督署	白河市郭内 1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方労働基準監督署	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、 北塩原村)
相馬労働基準監督署	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡労働基準監督署	双葉郡富岡町中央 2-104	0240-22-3003	双葉郡